

## 【自然災害時等緊急体制時の宍道みずうみ学園の対応】

### 1. 基準等

#### (1)風水害発生時

①松江市が「警戒レベル4 避難指示」を発令した場合

(ただし気象庁が発表する「警戒レベル4相当」ではない。)

・その地域を校区とする市立学校は休業

②気象庁が警戒レベル4相当、警戒レベル3相当を発表した場合

#### 《宍道みずうみ学園小中学校の判断》

【判断時間】 6:00までに決定、6:30までに周知

【周知方法】 t e t o r u、学校ホームページ

【判断指標】

- ・気象予報からは回復の見込みがない、また同じ状況が続く見込みの場合
- ・大雨、豪雨等で通学路が危険な状態・環境にあり、安全に登校させることが難しい場合
- ・氾濫（のおそれ）がある川の情報や、がけ崩れ（のおそれ）の情報がある
- ・判断基準時以降に天候急変し、児童生徒の登校に支障があると思われる場合

【判断基準時以降】

- ・天候の急変等により児童生徒の登校に支障があると思われる場合には、登校させるかどうかは、最終的には保護者判断
- ③登校後、天候の急変により児童生徒のみの下校が困難と考えられる場合
- ・原則保護者引き渡し（t e t o r u配信後、保護者に迎えを依頼）

#### (2)地震発生時

松江市で「震度5弱」以上の地震が発生した場合は休業

【地震発生時刻（状況）別の対応】

①下校後～午前0時の間に発生⇒翌日を臨時休業

②午前0時～始業前までに発生⇒当日を臨時休業

③登校後に発生⇒直ちに教育活動を中止

保護者引き渡し（t e t o r u配信後、保護者お迎えを依頼）

※ 登校中、下校中に発生した場合、学校が近ければ児童生徒は学校へ避難  
児童生徒の所在を家庭と連絡を取り合い、確認する。

※ 学校再開については、校舎及び通学路の安全の確認後t e t o r u等で周知

### 2. 休業等を決定した場合の情報伝達について

(1)t e t o r uにより配信

(2)各校ホームページに掲載

### 3. その他

- ・休業の場合は公設児童クラブも閉所